



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*6 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

..... 1

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第6号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月29日

和歌山県公安委員会委員長 中野 幸生

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（免許証の記載事項の変更、再交付、更新、申請による取消し及び返納） 第26条 略</p> <p>2 前項第2号の再交付の申請（施行規則第21条第1項各号に掲げる場合に限る。）をしようとする者は、申請書に同条第3項第1号及び第2号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>3 第1項第3号の更新の申請をしようとする者で、法第101条第4項の規定による質問票の交付を受けたものは、申請書に必要な事項を記載した当該質問票を添付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（運転経歴証明書の交付及び再交付の申請） 第26条の3 法第104条の4第5項（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書の交付の申請又は施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、運転経歴証明書交付・再交付申請書（別記様式第17号の7）に申請用写真を添付して、運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。ただし、運転免許課長に当該申請書（再交付に係るものを除く。）を提出した日に当該運転経歴証明書の交付を受ける場合は、申請用写真の添付を要しない。</p> <p>2 略</p>	<p>（免許証の記載事項の変更、再交付、更新、申請による取消し及び返納） 第26条 略</p> <p>2 前項第3号の更新の申請をしようとする者で、法第101条第4項の規定による質問票の交付を受けたものは、申請書に必要な事項を記載した当該質問票を添付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>（運転経歴証明書の交付及び再交付の申請） 第26条の3 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付の申請又は施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、運転経歴証明書交付・再交付申請書（別記様式第17号の7）に申請用写真を添付して、運転免許課長又は警察署長に提出しなければならない。ただし、運転免許課長に当該申請書（再交付に係るものを除く。）を提出した日に当該運転経歴証明書の交付を受ける場合は、申請用写真の添付を要しない。</p> <p>2 略</p>

別記様式第17号の7中「取り消された方」を「取り消され、又は自らの判断で免許証の更新を受けずに免許の効力を失った方」に、「受けた日」を「受け、又は効力を失った日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間これを取り繕って使用することができる。